

霧島市条例第70号  
平成28年12月26日

霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

#### 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とする。

第9条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「案内所の管理を」を「第5条の規定にかかわらず、案内所の管理を」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料）

第5条 案内所の施設の利用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第3条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項本文中「利用しようとする」を「使用しようとする」に、「利用者」を「使用者」に改め、同項ただし書中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第2項中「利用」を「使用」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条を第4条とする。

第2条の2を第3条とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	基本使用料（1時間につき）
会議室	150円
ホール	210円
広場	210円

備考

- 1 1時間未満の使用は、1時間とみなす。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。